# 津市子ども・子育て支援事業計画の 策定について

平成26年8月20日 津市健康福祉部 子育て推進課



# 子ども・子育て支援の意義のポイント(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

# 一人一人の子どもが健やかに成長 することができる社会の実現

- 子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化 -
  - ◈核家族化の進展 ◈地域のつながりの希薄化
  - ◆共働き家庭の増加 ◆多くの待機児童の存在
  - ◆児童虐待の深刻化 ◆兄弟姉妹の数の減少 など

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

# 子ども・子育て支援とは

## 前提 塚 "父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する"

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担 や不安、孤立感を和らげることを通じて、<u>保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え</u>、親と しての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

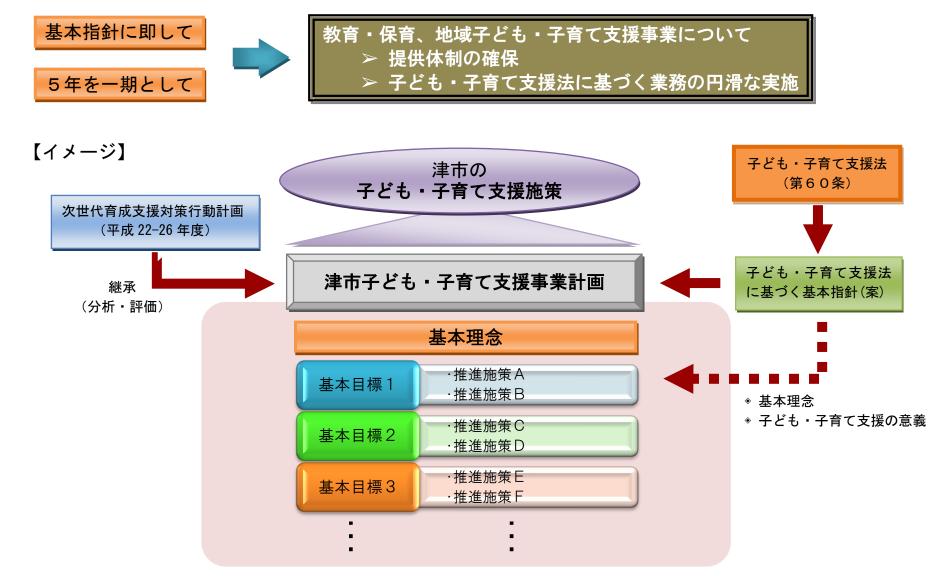


より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現

- ▶ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- → 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ど も・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行って いくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

# 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法(第61条第1項)において、市町村が定めることを規定しています。



# 津市子ども・子育て支援事業計画(仮称) 構成案

|   | 構成イメージ   | 国の基本指針での位置付け                             |
|---|--|--|
| 1 | 計画の策定に当たって   |  |
|   | 計画の背景と策定の目的  | 計画策定の法的根拠など、計画の基本的位置付けを記載                |
|   | 計画の位置付け  | (任意記載事項)<br>また、策定の過程で、次世代育成支援行動計画の分析と評価を |
|   | 計画の期間、対象など   | 行う                                       |
| 2 | 津市の子どもや子育ての状況  |  |
|   | 津の子どもたちの姿・子育て家庭の状況   | 津市の子ども・子育ての現状について記載                      |
|   | 保護者の子育てについての意識   | <b>岸川の子こも・丁育との死状について記載</b>               |
| 3 | 津市がめざす子ども・子育て支援  |  |
|   |  | 津市がめざす子ども・子育て支援の基本的な理念と目標・施策を            |
|   | 子ども・子育て支援の目標・施策  | 記載                                       |
| 4 | 推進方策   |  |
|   | 教育·保育事業(基本的記載事項·必須)  |  |
|   | 教育・保育提供区域の設定に関する事項   | (基本的記載事項・必須)                             |
|   | 各年度における教育・保育の量の見込み   | (基本的記載事項・必須)                             |
|   | 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期   | (基本的記載事項・必須)                             |
|   | 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方   | (基本的記載事項・必須)                             |
|   | 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整 | (基本的記載事項・必須)                             |

|   | 地域子ども・子育て支援事業(基本的記載事項・必須)  |              |
|---|--|--------------|
|   | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  | (基本的記載事項・必須) |
|   | 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期   | (基本的記載事項・必須) |
|   | 認定こども園への移行や普及に係る基本的考え方(基本的記載事項・必須)   |              |
|   | 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項                                  | (基本的記載事項・必須) |
|   | その他(任意記載事項として) ・産休・育休明けの人への保育の確保について ・児童虐待、一人親家庭、障害児に関する支援について ・ワークライフバランスの実現に向けての施策について | (任意記載事項)     |
| 5 | 計画策定の経過  |              |
|   | 津市子ども・子育て会議について  |              |
|   | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査   |              |

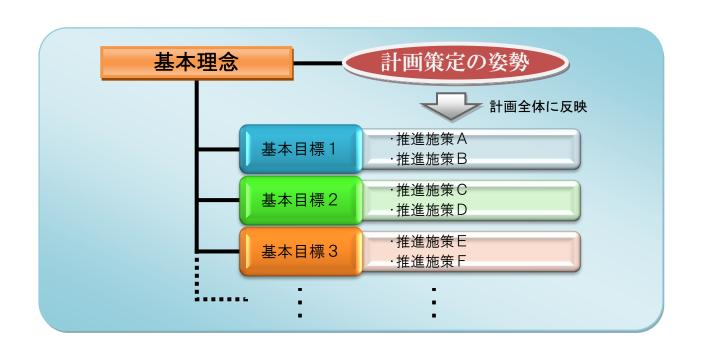
### ■津市子ども・子育て支援事業計画の体系について

津市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき計画を策定することとなり、今後5年間の津市の子ども・子育て支援施策の方向性を定めるものです。

計画策定に当たり、市民や現場の声を反映させるために、子ども・子育て会議を開催し、有識者、保護者、施設や団体を運営されている方等、委員の方々から、幅広いご意見を頂戴しました。

それには具体的な子育て支援施策に対するものに加え、施策全般にわたって反映すべき基本的な方向性に関するご意見が多く含まれていました。

それらのご意見等を計画全体に反映させるために、『基本理念』の次に『計画策定の姿勢』という項を設けた体系にします。



# ■『基本理念』について

『基本理念』については、現「津市次世代育成支援行動計画」や、上位計画である「津市総合計画」の理念等を参考にして、津市の子ども・子育て支援事業計画にふさわしい理念を設定します。

津市次世代育成支援行動計画での理念

津市総合計画

"子育ち支援"のまちづくり

~元気っ津のチカラが 未来をつくる~

将来像

環境と共生し、 心豊かで元気あふれる美しい県都

津市子ども・子育て支援事業計画

### ■『計画策定の姿勢』

『計画策定の姿勢』については、会議で皆様から文書もしくはご発言により頂いたご意見を、①子どもの視点、②保護者の視点、

③社会・地域の視点の3つに分類しました。また、それに加え国の示す指針も参考にした上で以下のとおり集約しました。

# 子どもの視点

### 子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益の実現を重視します

子ども・子育て支援事業の施策は、児童の権利に関する条約や児童憲章に謳われてる権利が最大限に尊重され、成長に合わせ子どもの自主性を育くむことが重要です。しかしながら、親や大人側の論理のみで子育てが行われ、子どもが荷物扱いになっている場面が見受けられます。ひとりひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立って、養護と教育が一体となった保育を通して、ひとりひとりの子どもが心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることを重視します。

# 保護者の担

保護者すべてが子育ての喜びや生きがいを感じ、孤立感や不安感を抱くことなく伸び伸びと子育てをしながら、親としても 成長できるような支援を行います

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら子どもの育ちや子育てをめぐる環境は厳しく、結婚や出産をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。保護者の置かれた状況や思いを受け止め、保護者に寄り添い、共感を育みながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

# 社会・地域の

保護者が保護者同士や地域とつながりを持ち、様々な年代・立場の人々が子育てに関われる環境作りをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざします

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。子育ての責任を保護者のみに負わせるのではなく、様々な年代・立場の人が 子育てに関わることにより、子どもの成長と親の子育て力を地域で協力して育む環境づくりを進めます。津市は歴史と伝統、 森林資源などの自然環境に恵まれており、子ども・子育て支援に熱い思いをもって活動している民間団体もあり、その特色を 生かして、子育てがしやすいまちをめざします。

# ■「基本目標」・「推進施策」について

津市総合計画後期基本計画における「施策の体系」を参考にしつつ、「基本理念」に基づいた施策体系を構築します。(「計画策定の姿勢」を全体に反映させる)

### - 参考 -

津市総合計画 後期基本計画 (平成 25-29 年度)

### 【施策の体系】

- ➤安全で安心して暮らせるまちづくり
  - ◈地域福祉社会の形成
    - ▶ 子育ち・子育て支援の推進

#### 子育ち支援のまちづくりの推進

- ■施策の総合的・計画的推進
- ■子どもの権利が保障されるまちづくりの推進

### 子育て家庭支援の充実

- ■ファミリー・サポート・センター事業を通じた地域支援力の向上
- ■地域の子育て支援機能の充実 ほか

### 保育内容・保育環境の充実

- ■保育サービスの量・質の向上
- ■津市独自のこども園の設置・幼保合同研修等の充実

### 子どもを育む環境の整備

- ■地域ネットワークづくり・地域活動の促進
- ■ワークライフバランスの推進・経済的支援
- 一人ひとりの子どもの育ちの支援
- ■発達支援の充実
- ■児童虐待の防止・相談体制の強化

### >豊かな文化と心を育むまちづくり

- ◆生きる力を育む教育の推進
  - ▶ 幼児教育

### 就学前教育の充実

- ■教育の質の向上・内容の充実
- ■人権・特別支援教育の推進、家庭・地域との連携

### 教育環境の整備

- ■津市独自のこども園の設置
- ■幼保合同研修等の充実

### 家庭教育支援の充実

- ■保護者の支援を推進
- ▣親子・地域のつながりを深める取組みの推進 ほか